

令和 4 年 7 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
7 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和4年7月15日(金) 午後1時35分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	出	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	佐 藤 洋	出
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	二 谷 純 市	出
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②主 査 小守 愛 ③副主査 米本 一樹
④主 事 平田 幸子

農政課

①副主査 猪狩 達也 ②副主査 穴戸 達弥 ③主 事 藤田 健宏

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 21 号	農地専門委員会の開催報告について
日程第 4	報告第 22 号	違反転用事案の報告について
日程第 5	議案第 72 号	令和 4 年 2 月定例総会議案の訂正について
日程第 6	議案第 73 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議案第 74 号	農用地利用配分計画に係る意見について
日程第 8	議案第 75 号	南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第 9	議案第 76 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 10	議案第 77 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 11	議案第 79 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 12	議案第 78 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 13	議案第 80 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 14	議案第 81 号	農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）
日程第 15	議案第 82 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時35分)

議 長 只今より、令和4年7月定例総会を開会いたします。

3か月ぶりに全委員の出席をお願いしたところですが、ここ数日間で、新型コロナウイルスの感染が急拡大しております。議案の慎重審議をお願いいたしますが、委員各位の健康と安全が最優先ですので、長時間にならないよう、円滑な議事進行に、ご理解とご協力をくださいますよう、お願い申し上げます。

それでは先ず、欠席委員についてですが、本日はおりません。

出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号・13番若杉裕二委員、14番・梅村正敏委員、15番・塚野邦好委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。

6月16日、福島市において、「福島県農業会議第103回通常総会」が開催され、令和3年度事業報告及び収支決算の承認など議案4件について審議し、いずれも原案のとおり決定したところです。このなかで、任期満了に伴う役員改選があり、鈴木理代表理事会長を再任しました。

また、昨日の7月14日、いわき市において、「令和4年度浜通り地方農業委員会協議会総会」が開催され、令和3年度事業報告及び収支決算の承認や、令和4年度事業計画及び収支予算など、議案4件について審議し、いずれも原案のとおり決定いたしました。また、「農業委員会を取り巻く情勢について」をテーマに意見交換も行われ、農地の最適化活動の推進などについて、情報交換し、意見を交わしました。

以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第21号「農地専門委員会の開催報告について」を議題といたします。農地専門委員会の佐藤委員長からの報告を求めます。

農地専門委員長 報告第21号、農地専門委員会の開催報告をいたします。開催日時、令和4年7月5日(火)午後1時15分から午後5時までです。場所、出席者は記載のとおりです。協議概要は、(1)営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生育状況等の確認及び営農の適切な継続が確保されているか否かの

判断を行う目的で、小高区小屋木地内、小高区上根沢地内、原町区馬場地内、原町区大原地内、計4カ所を確認いたしました。(2) 原町区小浜地内の現況確認証明申請において、申請地が大規模1万平方メートル以上あることから、農地専門委員会が現地に赴き、判断を行いました。(1) 営農型太陽光発電設備の個々の営農状況の詳細につきましては、別途説明いたします。(2) 現況確認申請証明につきましては、議案第82号で報告いたします。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第22号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第22号についてご説明いたします。議案書の4ページから5ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、平成10年に相続した土地ですが、宅地を贈与された昭和58年当時から進入路として使用しています。今般、自宅を建て替えるにあたり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、平成8年に相続により取得しましたが、平成4年頃から農業用駐車場、農作業スペース、転回広場として使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号3番については、令和元年に隣接地に住宅を建築し、当該地を宅地への進入路として現在も使用しています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、議案第72号「令和4年2月定例総会議案の訂正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第72号についてご説明いたします。議案書の6ページになります。令和4年2月定例総会で議決した議案の一部に誤りがあり、市から農業委員会に対して訂正の申出がありましたので、南相馬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定に基づき、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課 議案書の6ページになります。令和4年2月定例総会において議決された議案の一部に誤りがあったことから、訂正について申し出たものでございます。詳細につきましては、貸付人の名前に誤りがあったものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第6、議案第73号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案は、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号195番、196番、213番、214番、215番を先に審議いたします。

それでは、農業委員会法第31条の規定により、14番・梅村正敏委員には、この間、退席を願います。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 事務局より整理番号195番、196番、213番、214番、215番の説明を求めます。

事務局 議案第73号申請番号195番、196番、213番、214番、215番に

ついてご説明いたします。当日追加議案書の１９ページ及び２１ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 当日配付議案書をご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。なお賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 １４番・梅村正敏委員の復席を許します。

議 長 暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。

議 長 それでは、議案第７３号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第７３号の残り全てについてご説明をいたします。議案書の７ページから９ページ及び当日追加議案書の１ページから２７ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次 に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 議案書の7ページから9ページと当日追加議案書をご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、賃借料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第74号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第74号についてご説明いたします。議案書の10ページから11ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 議案書の10ページから11ページになります。農用地利用配分計画が9件となっております。内容につきましては記載のとおりです。なお、賃借料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 18番委員。

18番委員 土地の所在地についてですけれども、一時利用地というのは1回だけの作付けで終わりということですか。確認を求めます。以上です。

議 長 農政課担当職員。

農政課 圃場整備につきまして、この右田海老地区においては、来年度、再来年に換地をむかえることになっております。記載の土地につきましては、昨年度から一時

利用指定になったものと、聞いております。以上です。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 7 5 号「南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 5 号についてご説明いたします。議案書の 1 2 ページから 1 6 ページになります。市が農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です

議 長 次に、提案者農政課担当職員から、説明を求めます。

農政課 議案第 7 5 号について説明いたします。議案書の 1 2 ページから 1 6 ページのとおりとなります。今回、変更申出が提出された内訳につきましては、農用地区域からの除外申し出が 1 件でございます。個別事業計画の内訳については、議案書の 1 4 ページに記載のとおりであります。この変更申出の内容について、農用地区域の除外要件をもとに、当該整備計画を変更することとしたところでございます。なお、内容の詳細につきましては、議案書資料の記載のとおりでありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 7 6 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第76号についてご説明いたします。議案書の17ページから18ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。補足として、申請番号3番及び7番については、下限面積要件の例外にあたります。譲受人の経営面積が50アールを満たしていませんが、農地の位置、面積、形状等からみて、その農地に隣接する農地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当することから妥当と判断しております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第77号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第77号についてご説明いたします。議案書の19ページから20ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。営農型太陽光発電の案件で、申請番号2番から4番及び6番から8番と、議案第81号申請番号9番から11番が関連となります。申請番号2番から4番については、営農者が土地の使用貸借権を設定するための申請であり、申請番号6番から8番については、発電事業者が区分地上権を設定するための申請です。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、先に議案第 7 9 号を審議いたします。日程第 1 1、議案第 7 9 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 9 号についてご説明いたします。議案書の 2 3 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は、議案第 7 8 号申請番号 3 番の関連案件です。事業計画変更に係る理由ですが、住宅を建築する目的で昭和 5 4 年に転用許可を受け、宅地造成工事は完了しましたが、転用許可後に体調を崩したこと等により、事業が遂行できなくなりました。その後、承継者が集合住宅を建築する計画となったことから、当初の事業計画を変更し承継するものであります。続きまして、議案書の 2 4 ページ、申請番号 2 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。この案件は、議案第 8 0 号申請番号 2 番の関連案件です。事業計画変更に係る理由ですが、農家住宅を建築する目的で平成 2 7 年に転用許可を受け、造成工事は完了しましたが、転用事業者が死亡したことにより、事業が遂行できなくなりました。その後、承継者が一般住宅を建築する計画となったことから、当初の事業計画を変更し承継するものであります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 議案第 7 9 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページです。この議案は議案第 7 8 号申請番号 3 番関連案件であります。去る 7 月 1 1 日午後 1 時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。先ほど説明ありましたように、昭和 5 4 年 8 月 1 3 日付けで農地法第 5 条の転用許可を受け、住宅を建てる計画でありましたが、諸事情により砂利入れ宅地造成後、住宅は建設されず、宅地のままとなっていたということです。この度、相続された承継者による事業計画変更の申請です。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、7 番委員。

7 番委員 議案第 7 9 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページになります。この案件は議案第 8 0 号申請番号 2 番関連の案件です。去る 7 月 9 日午前 8 時 3 0 分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくようお願い申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、議案第 7 8 号を審議いたします。日程第 1 2、議案第 7 8 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 7 8 号についてご説明いたします。議案書の 2 1 ページから 2 2 ページ、申請番号 1 番から 4 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号 1 番については、報告第 2 2 号整理番号 1 番の追認を得るための案件です。申請番号 3 番については、議案第 7 9 号申請番号 1 番関連の案件です。申請番号 4 番については、報告第 2 2 号整理番号 2 番の追認を得るための案件であり、一部農振農用地区域が含まれておりますが、農振農用地の軽微変更により農業用施設用地として使用することから妥当と判断しております。以上です

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。まず、申請番号 1 番について、1 8 番委員。

1 8 番委員 議案第 7 8 号申請番号 1 番ですけれども、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は 1 ページのとおりです。去る 7 月 8 日午前 9 時 4 5 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、本案件は報告第 2 2 号整理番号 1 番の違反転用事案の報告に関する関連事案です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、8番委員。

8番委員 議案第78号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。去る7月11日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、16番委員。

16番委員 議案第78号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。この議案は議案第79号申請番号1番関連案件であります。現地案内図は3ページです。去る7月11日午後1時半頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。昭和54年8月13日付けで農地法第5条の転用許可を受け、住宅を建てる計画でありましたが、諸事情により、砂利入れ宅地造成後、住宅は建設されず、この度、相続された承継者による農地法第4条での転用申請です。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号4番について、17番委員。

17番委員 議案第78号申請番号4番についての調査報告をいたします。先ほどの報告第22号整理番号2番の追認を得るための案件です。現地案内図は4ページです。去る7月12日午前8時30分より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第80号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第80号についてご説明いたします。議案書の25ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番は、第二種農地を住宅の通路とするための転用申請であり、報告第22号整理番号3番の違反の追認を得るための案件です。申請番号2番は、第三種農地を一般住宅、駐車場とするための転用申請であり、議案第79号申請番号2番の関連案件です。申請番号3番は、第三種農地を一般住宅、駐車場とするための転用申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。先ず、申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第80号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は6ページのとおりです。去る7月8日午前9時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。なお、本案件は報告第22号整理番号3番の違反転用事案の報告に関する関連議案です。調査書の調査項目に基づいて、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第80号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は5ページになります。この案件は議案第79号申請番号2番関連の案件です。去る7月9日午前8時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、1番委員。

1番委員 議案第80号申請番号3番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。申請内容は記載のとおりです。去る7月13日午前9時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基

づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第81号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第81号についてご説明いたします。議案書の26ページから30ページ、申請番号1番から11番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番につきましては、高圧送電線の張替工事の為、農振農用地、第一種農地、第三種農地を一時転用する申請で、転用期間は許可日から9か月になります。申請番号2番につきましては、農地以外の土地に太陽光発電設備を設置するに当たり、第二種農地を進入路として転用するための申請になります。申請番号3番から8番につきましては、いずれも第二種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。申請番号9番から11番につきましては、いずれも議案第77号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請で転用期間は10年間、営農作物はヒサカキです。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告を願います。申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第81号申請番号1番について、現地調査をご報告いたします。現地案内図は8ページ、9ページ、10ページ、11ページになります。去る7月12日午後1時30分より、被設定人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号2番、3番、4番について、9番委員。

9 番委員 議案第 8 1 号申請番号 2 番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は 1 3 ページになります。去る 7 月 9 日午前 1 0 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

続きまして、議案第 8 1 号申請番号 3 番について、現地調査報告をいたします。現地案内図は 1 4 ページになります。去る 7 月 9 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

議案第 8 1 号申請番号 4 番について、現地調査報告いたします。現地案内図は 1 4 ページになります。去る 7 月 9 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準を満たしていると判断いたしました。以上 3 件、皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 次に、申請番号 5 番、6 番、7 番、8 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 8 1 号申請番号 5 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 5 ページになります。去る 7 月 9 日午前 1 0 時頃より、被設定人、代理人行政書士立ち会いのもとに、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、被設定人、代理人行政書士から聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 8 1 号申請番号 6 番と 7 番であります。設定人が同一でありますので、一緒にご報告をさせていただきます。議案第 8 1 号申請番号 6 番と 7 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 6 ページになります。去る 7 月 9 日午前 1 0 時 3 0 分頃より、被設定人、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、被設定人、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議案第 8 1 号申請番号 8 番であります。現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 7 ページになります。去る 7 月 9 日午前 1 1 時 2 5 分頃より、被設定人、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目

に基づきまして、被設定人、代理人行政書士からの聞き取り、そして、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。なお、隣接地に3軒ほどの住居がありましたので、設置の確認とあわせて、了承を得るように指導をしたところでございます。以上4件であります、皆様のご審議をよろしく願いをいたします。以上でございます。

議 長 次に、申請番号9番、10番、11番について、18番委員。

18番委員 議案第81号申請番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は18ページのとおりです。この案件は議案第77号申請番号2番、6番関連の案件です。7月9日の午後4時頃より、設定人に今回特別にお願いをしまして、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方の審議をよろしく願いいたします。

続きまして、議案第81号申請番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。なお、現地案内図は18ページのとおりです。この案件は議案第77号申請番号3番、7番関連の案件です。7月8日午前11時頃より、設定人に立ち会いをお願いいたしました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いします。

最後に、議案第81号申請番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は19ページのとおりです。この案件は議案第77号申請番号4番、8番関連の案件です。7月9日午前9時頃より、設定人に対し立ち会いをお願いし、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 2番委員。

2番委員 申請番号9番、10番、11番ですけれども、一時転用地で合計約2.2反ぐらいですかね。その面積の農地を使って、ヒサカキを営農するということになっています。7月5日に実施いたしました農地専門委員会で、販売方法の確立、販

路の確認も審議内容に加えるとの反省がありました。そういった部分を加味して今回はどのような、販売方法の確立を検討しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長 事務局。

事務局 今回、営農型太陽光発電設備に係る申請書の中に、販路の計画の資料がございまして、主にホームセンターへの出荷を計画しているということでした。具体的には、5社ほどあるようです。以上です。

議 長 そのほか、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第82号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第82号についてご説明いたします。議案書の31ページから34ページになります。申請番号1番から8番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。いずれも、不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請番号3番の2筆を農地、その他の農地を非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番から5番については、現地調査委員を代表しまして、1番委員から報告を願います。

1番委員 議案第82号、現況確認証明申請についての現地調査を報告いたします。去る7月6日午後1時半より、農業委員1名、農地利用最適化推進員1名、事務局職員1名、私の計4名で現地調査を行いました。

 申請番号1番でございますが、現地案内図は21ページです。当該地は、原町区上北高平地区にあり、周囲の田よりも一段高い場所に位置しておりました。数年不耕作だったためか、現在は原野化しており、また、周囲も山林に囲まれておりました。周囲の休耕状況や、位置、場所を加味し、今後復旧しても継続利用は

不可能と判断し、こちらは非農地と判断いたしました。

次に、申請番号2番ですが、こちらは現地案内図22ページです。当該地は原町区中太田の山林の中に位置しており、近くまでの道がなく、現地までの到達が不可だったため、周囲の状況も加味し、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号3番ですが、こちら現地案内図は23ページです。当該地は小高区下浦地区の国道6号線の両側に位置しており、まず、国道より東側、地番で18番から26番に関しましては、葦を中心に草木が茂っているものの、農地としては再生可能ではないかという意見もございました。しかしながら、やはり周囲の田畑の休耕状況を加味させていただきますと、再生後の継続利用は厳しいと判断し、非農地と判断いたしました。また、国道西側の農地、地番50番から55番につきましては、周囲が山の斜面に囲まれており、5メートル以上の窪地でもございました。こちらに関しましては、機械搬入が困難な状況でしたが、51番及び54番の一部に盛り土が施行されており、違反状態だったため、まず違反を是正するよう申請者へ指導いたしました。違反したこの2筆に関しましては、非農地証明を交付せず、違反解消後に、再度現況確認申請を行うことが妥当であると判断し、残りの2筆のみを非農地と判断したところでございます。

次に、申請番号4番ですが、現地案内図は24ページです。当該地は、以前の基盤整備時に周りの田から遮断されるように、排水を挟んで近くの山林側の方に位置しており、既に山林の一部と化しており、境目もわからないような状況となっておりました。以上加味しましても、水も来なく、再生利用は不可能と判断し、非農地と判断いたしました。

最後に、申請番号5番ですが、こちら現地案内図は25ページです。当該地でございますが、地番48番の畑に関しましては、草木が生い茂り、高台で周囲の農地から遮断されているような状態になっておりました。機械搬入も困難となっております。また、南側の方から山林も迫ってきており、再生利用は困難と判断いたしました。また、地番49番の田ですが、葦が生い茂り、周囲の田畑から2メートルほど低くなっておりました。こちらの南北に林もございまして、排水性が悪く、水が溜まりやすい状況から、今後農地として継続利用していくのは困難だろうと判断し、非農地と判断いたしました。以上5件となります。現地調査の報告といたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長 次に、申請番号6番、7番、8番については、農地専門委員会に現地調査を依頼しておりましたので、農地専門委員会委員長から報告をお願いします。

農地専門委員長 議案第82号申請番号6番、7番、8番について、農地専門委員会で現地調査を行いましたので報告いたします。現地案内図は26ページです。報告第21号で説明いたしました、営農型太陽光発電設備の現地調査後、7月5日午後

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

これもちまして、今日の7月定例総会を閉会といたします。

(閉会 午後 2 時 3 0 分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和4年8月17日

議事録署名人（13番・ワカスギ ユウジ）

議事録署名人（14番・ウメムラ マサトシ）

議事録署名人（15番・ツカノ クニヨシ）
